

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月7日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.kagoshima.jp/ac03/kurashi-kankyo/mynumber/renke

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 第2の項第2号 高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の趣旨に基づき、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱